

保育所等訪問支援 のご案内

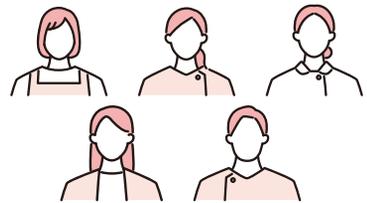
保育所等訪問支援とは？

保育所等訪問支援は、幼稚園や保育所・学校等*に在籍しているお子さんを対象にしている児童福祉法に基づくサービスです。

お子さまが集団生活を送る各施設に専門知識を持った支援員が伺い、子どもの様子を観察しながら、生活の質をより充実できるように児童発達支援管理責任者が支援計画をたて、それに基づいた適切な訪問支援を行います。

このサービスは保護者様の同意によって始まります。

訪問には、保育士、児童指導員、作業療法士、看護師、臨床心理士などの専門職員が伺います！



お子様の集団生活の中で このようなお困りごとはありませんか？

日常的な困りごと

- 言葉の理解が遅い
- 指示に応じられない
- 集中できない
- コミュニケーションが苦手
- こだわりが強い
- 切り替えができない
- など

身体的な困りごと

- 手をつなげない
- 姿勢が崩れる
- 音に敏感
- ジャンプができない
- 不器用
- つま先で歩く
- 物を投げる
- など



直接支援

集団での活動や授業の中で、直接的に関わり、お子さんが参加しやすい手助けや学習を促します。

また、所属先での個別の関わりで、お子さんの発達支援も行う場合があります。

間接支援

所属先でのお子さんの様子を見させて頂き、担当の先生と一緒に、現実的にできる環境や関わり方の工夫を一緒に考えさせて頂きます。また、担当の先生とともに、保護者のサポートもさせて頂きます。

※訪問対象施設

- ・保育所
- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・小・中・高等学校
- ・支援学校
- ・フリースクール
- ・放課後等児童クラブ
- ・児童養護施設
- ・乳児院 など

保育所等訪問のある日の流れ

- 10:00 訪問支援員が対象児の行動観察
- 11:30 クラス担任や加配の先生とカンファレンス
- 12:30 カンファレンス終了



利用する保護者や訪問する施設の方と時間設定を行います。

また、カンファレンスもその日に行ったり、別日に行ったりするので相談して決めていきます。

保護者の方には改めてお時間をいただきご説明します。

訪問するメンバーもその都度変わることがあります。

対象

幼稚園や保育所・こども園や学校に通っているお子さんと、支援が必要と認められている方
※「障害児通所受給者証」を取得された方

頻度

月1回から2回程度訪問し、基本は6ヶ月以内で必要に応じて終了

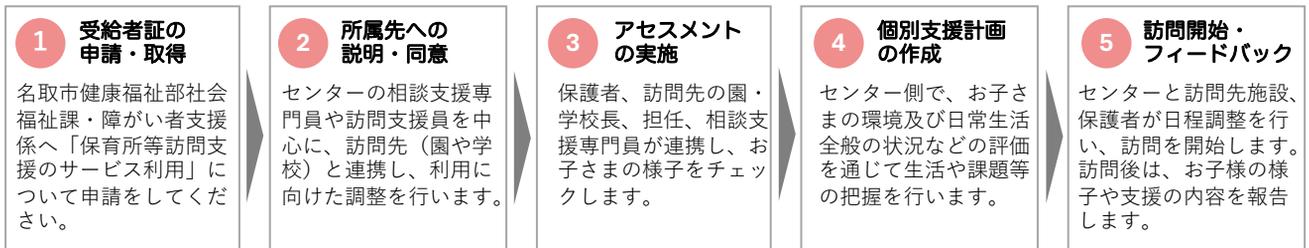
訪問時間

1時間から2時間程度
※必要に応じて利用時間は調整可能です。

費用

無料（3歳児以上から就学前までお子さんは幼児教育無償化のため）
※その他の方は別途ご説明致します。

ご利用までの流れ



※ご依頼時の状況に応じて、ご利用までの流れは変動する場合がございます。

なとり児童発達支援センターまで、お気軽にご連絡ください！



- ☑ 所在地
宮城県名取市増田1-11-16
- ☑ アクセス
JR名取駅 徒歩10分
仙台空港線 杜せきのした駅 徒歩7分
なとりんくる「歯科クリニック守」下車
- ☑ 受付時間
月～土（祝日除く）9:00～16:00



022-796-9863

お気軽にお問い合わせください。

HPはこちら！

